

いじめ対応セルフチェックシート(教職員用)

<基本認識>

- ☐ いじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている。
- ☐ いじめの定義を理解している。
- ☐ 「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」という認識をもっている。
- ☐ 学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度確認している。
- ☐ 「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- ☐ 気になることがあったときには、一人で抱え込まず、他の教職員や管理職に相談している。
- ☐ いじめを認知した際は、確実に保護者にその旨を伝えている。
- ☐ 「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- ☐ いじめの解消を判断する際は、当該児童生徒及び保護者への確認を確実にやっている。
- ☐ いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質向上に努めている。



©2010 熊本県くまモン

<未然防止>

- ☐ すべての児童生徒の気持ちや状況を把握する工夫を行い、面談等につなげている。
- ☐ 「いじめは決して許されない」ことを様々な機会に児童生徒に発信している。
- ☐ いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- ☐ コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- ☐ SNSやインターネットとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- ☐ 自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。

<早期発見>

- ☐ 児童生徒の小さな変化や気になる言動を見逃さず、いじめかもしれないとの考えを持ち、積極的に他の教職員と情報共有している。
- ☐ 相談窓口等を周知するとともに、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- ☐ 児童生徒が、いじめについて相談できる力(援助希求能力)を育てている。
- ☐ 情報(アンケートの結果等)を他の教職員と共有し、適切に保管している。

<早期対応>

- ☐ 被害を受けている児童生徒の気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- ☐ 情報集約担当者が誰か知っている。
- ☐ いじめの訴えから、事実の確認を行う際は、収集すべき情報(いつ・どこで・だれが・なぜ・どのように等)を理解している。
- ☐ いじめの定義を理解した上で、事情を聴いている。
- ☐ 聴き取りなどを行う際、児童生徒個別の事情やその場の状況等を配慮している。
- ☐ いじめの対応について連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- ☐ 被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等、丁寧に説明、対応している。

<重大事態への対応>

- ☐ どのような事態が「重大事態」にあたるかを理解している。
- ☐ いじめ重大事態の発生報告や調査組織に関する事項などについて理解している。

<参考資料>



生徒指導リーフ
(国立教育政策研究所)



いじめ対応に係る事例集
(H30年9月文部科学省)



いじめ対応セルフチェック
シート(令和元年6月大阪
府教育委員会)



「いじめ防止対策推進法」
などのいじめの問題に対
する施策(文部科学省HP)



県いじめ防止基本方針
いじめ防止等リーフレット
(熊本県教育委員会HP)

(問い合わせ)熊本県教育庁 県立学校教育局 学校安全・安心推進課
TEL:096-333-2720 Mail:gakkouanzen@pref.kumamoto.lg.jp

いじめ防止等リーフレット

～子供たちの安心と笑顔のために～

R2.11.24

熊本県教育委員会

このリーフレットは、本県におけるいじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの防止等に係る実務的な対応のポイントや留意点を、分かりやすく伝えるために作成したものです。子供たちとの関わり方を常に振り返りながら、子供たちが安全・安心に学校生活を送ることができる取組の更なる推進をお願いします。

いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「心身の苦痛」を感じれば、「法律上のいじめ」に該当する。

行為

心身の苦痛

法律上のいじめ

法律上のいじめ

社会通念上のいじめ
・「力の差」(強いものが弱いものに対して)
・「継続的」
・「意図的」
Etc.
誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案

このギャップをしっかりと認識することが大切

【熊本県文部科学省児童生徒指導課作成資料】
【国立大学付属熊本大学】におけるいじめ防止等の対策のための委員会 平成28年12月4日(一機審議)

熊本県いじめ防止基本方針の要点

いじめの防止

- ◆ 心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくり、いじめを生まない土壌をつくり上げる。

いじめの認知

- ◆ 特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ◆ 表面的形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行わなければならない。けんかやふざけ合いであっても児童生徒の被害性に着目し心身の苦痛を感じていれば積極的に認知する。

情報共有と組織対応

- ◆ 教職員はいじめに関する情報を抱え込まず、「学校いじめ対策組織」内に設置された「情報集約担当者」に情報を提供する。また、対応方針の決定は、教職員個人の判断ではなく、「組織」で行う。

事案に応じた対応

- ◆ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ◆ 心身の苦痛を感じる要因となった行為が、犯罪行為である場合等においては、警察等の関係機関と連携する。

組織対応の重要性とそのポイント

いじめの未然防止の取組は大変重要ですが、一方で学校は成長途上にある児童生徒が集まる場所である以上、人間関係のトラブルが全く生じないことはあり得ません。重要なのは、発生したいじめ事案の解決を自校の最優先課題と位置づけ、重篤化させないことです。組織的に対応することは、中長期的にみて、全ての児童生徒及び教職員が安全・安心な教育活動を継続するための最善策であることを認識しましょう。

いじめの解決 ⇒ 学校における最優先課題

早期発見と
情報共有

適切な
初動対応

客観的な
事実確認

対応方針の
決定と説明

いじめの未然防止

【いじめ問題に対する正しい理解】 【「児童生徒・教職員・保護者・地域」間の風通しのよい関係】 【多様な生き方や価値観を認め合える学校】

いじめの「早期発見・早期対応から解消」までの流れ

